社会福祉法人舟橋村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人舟橋村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第９条及び第 23 条の規定に基づき、役員等及び評議員が職務のため勤務したときの報酬及び出張したときの費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の報酬及び費用弁償は、村から給与を受ける職にある者には支給しない。ただし、勤務を要しない時間に役員等の執務をなした者に限り支給することができる。

３　役員、評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員、評議員の地位にあることによっては、支給しない。

（報酬の支給）

第２条　報酬の額が日額で定められている者についての報酬は、その者が職務を行った日数に応じて支給額を計算し、支給する。

２　報酬の額が月額で定められている者についての報酬は、毎月１回、職員の給料支給日に支給する。ただし、月の途中において就任し、又は離職し、若しくは死亡した者についての支給額は、その月中における就任の日以降の日数又は離職若しくは死亡の日までの日数をその月の現日数で除した数を乗じた額とする。

３　年額による報酬を受けている役員が離職し、又は死亡したときの報酬は前月分までは月割とし、その月分はその月における在職日数を基礎として日割りをもって支給する。

（費用弁償）

第３条　役員、評議員が職務のために会議、旅行したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。

（支給方法）

第４条　報酬及び費用弁償の支給方法は、本会の旅費規程によるものとする。

（細　則）

第５条　この規程に定めるもののほか、報酬、費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

別表

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">区　分</td><td rowspan="3">報　酬</td><td colspan="3">費用弁償</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鉄道・車・
船・航空賃</td><td>日当
(1 日につき)</td><td colspan="2">宿泊料
(1 日につき)</td></tr>
<tr><td>県外</td><td>県外</td><td>県内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">役員</td><td rowspan="2">理事</td><td>会　長</td><td>年額　　円

420,000</td><td rowspan="4">普通実費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td rowspan="3">日額　　円

4,500</td><td rowspan="3">2,000</td><td rowspan="3">11,000</td><td rowspan="3">10,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">監事</td></tr>
<tr><td colspan="3">評議員</td></tr>
</table>

※　会長は、週 3 日程度の非常勤とする。

※　会長以外の役員及び評議員は職務の実態に応じて支給する。